第四条第二項ただし書中「前項第三十八号及び第三十九号」を「前項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号」を「第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十五号及び第四十六号」に改め、同項第五号中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同項第十号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十九号中「とき及び」を「とき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び」に改め、同条第三項ただし書中「前条第一項第三十八号及び第三十九号」を「前条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の三第一項中「第四十七号」を「第五十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の四第一項中「第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」を「第四十一号まで、第四十三号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第四条の五第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第五条第三号中「第四十四条（」を「第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「又は」を「、第四十八条の二十九の六第三項又は」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　法第四十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。

第五条の二第一項第一号中「第三十二号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号まで」を「第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十三号、第四十四号及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同項第三号中「及び法第四十六条第一項又は」を「、法第四十六条第一項又は」に改め、「により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき」の下に「及び法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき」を加え、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第五条の三第一項第一号中「第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」を「第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十四号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同項第三号中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同項第四号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項ただし書中「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第六条第一項第一号中「第四十七条の八第一項」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同項第二号中「第四十八条の三十七第一項」を「第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一　法第二十二条の二、第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二　法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三　法第四十八条の四十六第一項の規定により指定し、又は法第四十八条の四十八第三項の規定により指定を取り消すこと。

第六条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第二十一号」を「、第二十一号、第三十号及び第三十一号」に、「この条第四項第二号」を「この条第五項第二号」に、「第六項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第二号中「法」の下に「第四十八条の二十九の五第一項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第五号中「又は」を「、第四十八条の二十九の五第一項又は」に改め、同項第七号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一　第二項各号に掲げる権限

二　法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結すること。

第七条第三号中「津波」を「洪水、高潮又は津波」に改め、同条に次の一号を加える。

十四　防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（災害応急対策に資する工作物又は施設）

第十六条の三　法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一　広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者（次号及び第三十五条の七において「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの

二　次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの

イ　ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

ロ　貯水槽その他これに類する施設

ハ　第七条第二号又は第八号に掲げる工作物又は施設

三　第七条第十四号に掲げる施設

第十七条中「第三十三条第二項第四号」を「第三十三条第二項第五号」に改める。

第十九条の五及び第十九条の六第一項中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改める。

第十九条の七及び第十九条の八中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第三十六号」を「第四条第一項第三十九号」に改める。

第三十四条第一項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改める。

第三十五条の三第一号中「指定は、」の下に「道路の沿道における」を、「崩壊」の下に「、竹木の倒伏、工作物の倒壊」を、「道路」の下に「の沿道の土地、竹木又は工作物が道路」を加え、同条第二号中「指定は、」の下に「道路の沿道の土地、竹木又は工作物が」を加える。

第三十五条の十を第三十五条の十一とする。

第三十五条の九中「第三十五条の七」を「第三十五条の八」に改め、同条を第三十五条の十とし、第三十五条の八を第三十五条の九とし、第三十五条の七を第三十五条の八とする。

第三十五条の六の次に次の一条を加える。

（道路外災害応急対策施設）

第三十五条の七　法第四十八条の二十九の五第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一　広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの

二　ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの